

発行:東京都豊島区
編集:政策経営部広報課
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
☎3981-1111 (代表)
ホームページ
http://www.city.toshima.tokyo.jp

としま

区民相談コーナー

受付…月～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時
区役所本庁舎1階
◇詳細…区民相談係☎3981-4164

平成16年度豊島区食品衛生監視指導計画(案)が まとまりました

安心・安全

みんなの食卓



食品衛生監視員による立入り検査

ご意見をお寄せください

計画(案)概要

「食」の安全について、BSE、虚偽表示、残留農薬問題等により消費者の「食」への信頼が揺らぐ中、昨年五月、食品衛生法が大きく改正されました。これに基づき、区では「平成16年度豊島区食品衛生監視指導計画」を策定します。食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食生活の安全を確保するため、計画案をとりまとめました。

この計画案について、パブリックコメント制度(※4 面下段用語解説参照)に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。

◆詳細:池袋保健所生活衛生課☎3987-4177、
☎3981-5452、Eメール:seikatuseika@city.toshima.tokyo.jp

●食中毒対策
食中毒が発生しやすい業種、および食中毒発生時に大規模な患者発生につながる集団給食などの大量調理施設に対する監視指導を強化します。さらに、食中毒事故発生時には、関係機関との連携を図り、被害の拡大を防止し、食中毒発生の原因・感染経路の解明、および再発防止

●違反・苦情食品対策
不正な添加物使用などの違反食品や異物混入などの苦情食品を未然に防止するため、製造・加工から販売まで監視指導を実施します。

●広域流通食品対策
有害食品などの流通を防止するため、都と連携し、製造業における原材料、製造工程、および製品の監視指導、並びに流通過程における問屋業および販売業などの流通拠点の監視指導を実施します。

●輸入食品対策
輸入食品の安全確保を図るため、情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の監視や検査、輸入業者への指導を強化します。

●残留農薬等対策
輸入および国産農産物における残留農薬、飼料添加物および動物用医薬品の情報収集に努め、監視指導を強化します。

●適正な食品表示への対策
食品衛生法に基づき、食品の適正表示の徹底を図ります。また、JAS法など、他法が定める表示規制についても関係機関と連携協力し適正表示の推進に努めます。

●食肉の衛生対策
食肉の安全確保を図るため、食肉販売業・処理業・食鳥処理場および生食用食肉取扱店の監視、細菌検査などを実施します。

●臨時・移動営業者対策
縁日、祭礼等の行事および路上営業者の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。

●立入り検査(※)
①年間立入り予定件数
監視対象施設数(平成15年12月現在) / 1万4千906施設
立入り予定件数(延件数) / 2万8千件

②年間実施予定
重点的監視対象である学校および社会福祉施設などの集団給食施設、食中毒多発業種、大規模飲食店および製造・販売業に対し、食中毒多発期、観光シーズンおよび年末年始の大量流通期を中心に、立入り検査を実施します。

※立入り検査:施設の衛生状態、食品の取扱状況などのチェック。
※収去検査(※)
①実施機関別実施予定
自区検査機関実施分
細菌検査(0回を含む) / 410検体
科学検査 / 400検査
・東京都健康安全研究センター実施分

②年間実施予定
立入り検査の予定に併せて実施するほか、夏季および年末一斉取締り事業の一環として、収去検査を実施します。

※収去検査:食品の抜き取り検査。

●違反・苦情食品対策
不正な添加物使用などの違反食品や異物混入などの苦情食品を未然に防止するため、製造・加工から販売まで監視指導を実施します。

●広域流通食品対策
有害食品などの流通を防止するため、都と連携し、製造業における原材料、製造工程、および製品の監視指導、並びに流通過程における問屋業および販売業などの流通拠点の監視指導を実施します。

●輸入食品対策
輸入食品の安全確保を図るため、情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の監視や検査、輸入業者への指導を強化します。

●残留農薬等対策
輸入および国産農産物における残留農薬、飼料添加物および動物用医薬品の情報収集に努め、監視指導を強化します。

●適正な食品表示への対策
食品衛生法に基づき、食品の適正表示の徹底を図ります。また、JAS法など、他法が定める表示規制についても関係機関と連携協力し適正表示の推進に努めます。

●食肉の衛生対策
食肉の安全確保を図るため、食肉販売業・処理業・食鳥処理場および生食用食肉取扱店の監視、細菌検査などを実施します。

●臨時・移動営業者対策
縁日、祭礼等の行事および路上営業者の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。

●違反・苦情食品対策
不正な添加物使用などの違反食品や異物混入などの苦情食品を未然に防止するため、製造・加工から販売まで監視指導を実施します。

●広域流通食品対策
有害食品などの流通を防止するため、都と連携し、製造業における原材料、製造工程、および製品の監視指導、並びに流通過程における問屋業および販売業などの流通拠点の監視指導を実施します。

●輸入食品対策
輸入食品の安全確保を図るため、情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の監視や検査、輸入業者への指導を強化します。

●残留農薬等対策
輸入および国産農産物における残留農薬、飼料添加物および動物用医薬品の情報収集に努め、監視指導を強化します。

●適正な食品表示への対策
食品衛生法に基づき、食品の適正表示の徹底を図ります。また、JAS法など、他法が定める表示規制についても関係機関と連携協力し適正表示の推進に努めます。

●食肉の衛生対策
食肉の安全確保を図るため、食肉販売業・処理業・食鳥処理場および生食用食肉取扱店の監視、細菌検査などを実施します。

●臨時・移動営業者対策
縁日、祭礼等の行事および路上営業者の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。

●違反・苦情食品対策
不正な添加物使用などの違反食品や異物混入などの苦情食品を未然に防止するため、製造・加工から販売まで監視指導を実施します。

●広域流通食品対策
有害食品などの流通を防止するため、都と連携し、製造業における原材料、製造工程、および製品の監視指導、並びに流通過程における問屋業および販売業などの流通拠点の監視指導を実施します。

●輸入食品対策
輸入食品の安全確保を図るため、情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の監視や検査、輸入業者への指導を強化します。

●残留農薬等対策
輸入および国産農産物における残留農薬、飼料添加物および動物用医薬品の情報収集に努め、監視指導を強化します。

●適正な食品表示への対策
食品衛生法に基づき、食品の適正表示の徹底を図ります。また、JAS法など、他法が定める表示規制についても関係機関と連携協力し適正表示の推進に努めます。

●食肉の衛生対策
食肉の安全確保を図るため、食肉販売業・処理業・食鳥処理場および生食用食肉取扱店の監視、細菌検査などを実施します。

●臨時・移動営業者対策
縁日、祭礼等の行事および路上営業者の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。

●違反・苦情食品対策
不正な添加物使用などの違反食品や異物混入などの苦情食品を未然に防止するため、製造・加工から販売まで監視指導を実施します。

●広域流通食品対策
有害食品などの流通を防止するため、都と連携し、製造業における原材料、製造工程、および製品の監視指導、並びに流通過程における問屋業および販売業などの流通拠点の監視指導を実施します。

●輸入食品対策
輸入食品の安全確保を図るため、情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の監視や検査、輸入業者への指導を強化します。

●残留農薬等対策
輸入および国産農産物における残留農薬、飼料添加物および動物用医薬品の情報収集に努め、監視指導を強化します。

●適正な食品表示への対策
食品衛生法に基づき、食品の適正表示の徹底を図ります。また、JAS法など、他法が定める表示規制についても関係機関と連携協力し適正表示の推進に努めます。

●食肉の衛生対策
食肉の安全確保を図るため、食肉販売業・処理業・食鳥処理場および生食用食肉取扱店の監視、細菌検査などを実施します。

●臨時・移動営業者対策
縁日、祭礼等の行事および路上営業者の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。

●違反・苦情食品対策
不正な添加物使用などの違反食品や異物混入などの苦情食品を未然に防止するため、製造・加工から販売まで監視指導を実施します。

●広域流通食品対策
有害食品などの流通を防止するため、都と連携し、製造業における原材料、製造工程、および製品の監視指導、並びに流通過程における問屋業および販売業などの流通拠点の監視指導を実施します。

●輸入食品対策
輸入食品の安全確保を図るため、情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の監視や検査、輸入業者への指導を強化します。

●残留農薬等対策
輸入および国産農産物における残留農薬、飼料添加物および動物用医薬品の情報収集に努め、監視指導を強化します。

●適正な食品表示への対策
食品衛生法に基づき、食品の適正表示の徹底を図ります。また、JAS法など、他法が定める表示規制についても関係機関と連携協力し適正表示の推進に努めます。

●食肉の衛生対策
食肉の安全確保を図るため、食肉販売業・処理業・食鳥処理場および生食用食肉取扱店の監視、細菌検査などを実施します。

●臨時・移動営業者対策
縁日、祭礼等の行事および路上営業者の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。

●違反・苦情食品対策
不正な添加物使用などの違反食品や異物混入などの苦情食品を未然に防止するため、製造・加工から販売まで監視指導を実施します。

●広域流通食品対策
有害食品などの流通を防止するため、都と連携し、製造業における原材料、製造工程、および製品の監視指導、並びに流通過程における問屋業および販売業などの流通拠点の監視指導を実施します。

●輸入食品対策
輸入食品の安全確保を図るため、情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の監視や検査、輸入業者への指導を強化します。

●残留農薬等対策
輸入および国産農産物における残留農薬、飼料添加物および動物用医薬品の情報収集に努め、監視指導を強化します。

●適正な食品表示への対策
食品衛生法に基づき、食品の適正表示の徹底を図ります。また、JAS法など、他法が定める表示規制についても関係機関と連携協力し適正表示の推進に努めます。

●食肉の衛生対策
食肉の安全確保を図るため、食肉販売業・処理業・食鳥処理場および生食用食肉取扱店の監視、細菌検査などを実施します。

●臨時・移動営業者対策
縁日、祭礼等の行事および路上営業者の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。

●違反・苦情食品対策
不正な添加物使用などの違反食品や異物混入などの苦情食品を未然に防止するため、製造・加工から販売まで監視指導を実施します。

●広域流通食品対策
有害食品などの流通を防止するため、都と連携し、製造業における原材料、製造工程、および製品の監視指導、並びに流通過程における問屋業および販売業などの流通拠点の監視指導を実施します。

●輸入食品対策
輸入食品の安全確保を図るため、情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の監視や検査、輸入業者への指導を強化します。

●残留農薬等対策
輸入および国産農産物における残留農薬、飼料添加物および動物用医薬品の情報収集に努め、監視指導を強化します。

●適正な食品表示への対策
食品衛生法に基づき、食品の適正表示の徹底を図ります。また、JAS法など、他法が定める表示規制についても関係機関と連携協力し適正表示の推進に努めます。

●食肉の衛生対策
食肉の安全確保を図るため、食肉販売業・処理業・食鳥処理場および生食用食肉取扱店の監視、細菌検査などを実施します。

●臨時・移動営業者対策
縁日、祭礼等の行事および路上営業者の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。

●違反・苦情食品対策
不正な添加物使用などの違反食品や異物混入などの苦情食品を未然に防止するため、製造・加工から販売まで監視指導を実施します。

●広域流通食品対策
有害食品などの流通を防止するため、都と連携し、製造業における原材料、製造工程、および製品の監視指導、並びに流通過程における問屋業および販売業などの流通拠点の監視指導を実施します。

●輸入食品対策
輸入食品の安全確保を図るため、情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の監視や検査、輸入業者への指導を強化します。

●残留農薬等対策
輸入および国産農産物における残留農薬、飼料添加物および動物用医薬品の情報収集に努め、監視指導を強化します。

●適正な食品表示への対策
食品衛生法に基づき、食品の適正表示の徹底を図ります。また、JAS法など、他法が定める表示規制についても関係機関と連携協力し適正表示の推進に努めます。

●食肉の衛生対策
食肉の安全確保を図るため、食肉販売業・処理業・食鳥処理場および生食用食肉取扱店の監視、細菌検査などを実施します。

●臨時・移動営業者対策
縁日、祭礼等の行事および路上営業者の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。

●違反・苦情食品対策
不正な添加物使用などの違反食品や異物混入などの苦情食品を未然に防止するため、製造・加工から販売まで監視指導を実施します。

●広域流通食品対策
有害食品などの流通を防止するため、都と連携し、製造業における原材料、製造工程、および製品の監視指導、並びに流通過程における問屋業および販売業などの流通拠点の監視指導を実施します。

●輸入食品対策
輸入食品の安全確保を図るため、情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の監視や検査、輸入業者への指導を強化します。

●残留農薬等対策
輸入および国産農産物における残留農薬、飼料添加物および動物用医薬品の情報収集に努め、監視指導を強化します。

●適正な食品表示への対策
食品衛生法に基づき、食品の適正表示の徹底を図ります。また、JAS法など、他法が定める表示規制についても関係機関と連携協力し適正表示の推進に努めます。

●食肉の衛生対策
食肉の安全確保を図るため、食肉販売業・処理業・食鳥処理場および生食用食肉取扱店の監視、細菌検査などを実施します。

●臨時・移動営業者対策
縁日、祭礼等の行事および路上営業者の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。

●違反・苦情食品対策
不正な添加物使用などの違反食品や異物混入などの苦情食品を未然に防止するため、製造・加工から販売まで監視指導を実施します。

●広域流通食品対策
有害食品などの流通を防止するため、都と連携し、製造業における原材料、製造工程、および製品の監視指導、並びに流通過程における問屋業および販売業などの流通拠点の監視指導を実施します。

●輸入食品対策
輸入食品の安全確保を図るため、情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の監視や検査、輸入業者への指導を強化します。

●残留農薬等対策
輸入および国産農産物における残留農薬、飼料添加物および動物用医薬品の情報収集に努め、監視指導を強化します。

●適正な食品表示への対策
食品衛生法に基づき、食品の適正表示の徹底を図ります。また、JAS法など、他法が定める表示規制についても関係機関と連携協力し適正表示の推進に努めます。

●食肉の衛生対策
食肉の安全確保を図るため、食肉販売業・処理業・食鳥処理場および生食用食肉取扱店の監視、細菌検査などを実施します。

●臨時・移動営業者対策
縁日、祭礼等の行事および路上営業者の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。

豊島区文化政策懇話会から「豊島区の文化政策に関する提言」を受けました

文化政策懇話会は、平成14年9月5日に第一回が開催され、文化芸術分野の専門家、学識経験者、区民等12名の委員によって、この2年間に懇話会8回、専門部会10回を開催し審議を重ねてきました。このたび、懇話会から、区の文化・芸術の振興を図るため、区の文化政策の指針となる提言書が提出されました。

「文化クラスター」

「文化特区」を具現化するため核を成す考え方として、「文化クラスター」の形成を提案する。「文化クラスター」とは、区内の様々な文化・芸術活動や文化資源、産業集積等(「ブドウの粒」)を有機的に結び、人的ネットワークや協働態勢を房状に形成し、新たな創造活動や産業の活性化を連鎖的に起こす仕組みである。

提言の概要

この提言は、豊島区独自の文化資源を活用し、豊かな地域文化を創造していく方向性について、また、従来の文化行政の発想の枠組みを越えたアイデア、さらには行政側の意識改革を盛り込んだものとなっています。現在、区では、この提言を基本として文化政策推進プランの策定を進めています。

「文化特区」構想

区内各地域において、多様な主体による創造的な文化的活動が活発に行われ、それが区民に享受されるとともに、まちづくりや産業、福祉、教育、環境、青少年育成など諸分野の施策とも結びついて、豊島区全体が活力をもって発展していくことを目指す。

そのため、豊島区全域を「文化特区」として位置付け、区内各地域で、区民等による、様々な文化・芸術活動が円滑かつ活発に実践できるように仕組みと環境づくりを図ることが必要である。

全体に関わる総合的な政策として位置付けることが必要である。様々な文化資源の再発見、再評価に努めるとともに、豊島区固有の産業集積と文化を結びつけ、新たな文化創造や産業の活性化につなげていくことが重要である。

5つの基本的な考え方

- ①あらゆる人々に魅力ある生活の場を提供する。
- ②豊島区の固有性を生かしたまちづくりを進める。
- ③一過性・消費に終わらない質の高い芸術文化創造活動への展開を目指す。
- ④コンビビアルな(賑わい)にふれた、生活文化の空間を生み出す。
- ⑤幅広い分野と連携し区政全般を牽引するような総合性を持たせる。

「としま文化特区」実現のための3つの取り組み

- 「文化クラスター」による創造的な街づくりへの挑戦
- 「芸術文化創造環境づくり」(基本的な考え方①②③)
- 「質の高い芸術文化創造環境の整備」

学校施設等を活用した文化芸術創造の拠点づくり

舞台芸術プログラムの活発化

文化の担い手、推進者等の人材育成

- ◇ 区政全般を牽引する文化政策の推進
- 文化政策を統括する組織の設置
- 文化政策を推進する専門家の配置
- 文化クラスター形成の推進
- ◇ 「パブリックライフを楽しむ環境づくり」(基本的な考え方①)
- ◇ 「広場・公園・通り」を文化活動の場として活用する
- 池袋駅周辺の広場・公園の活性化と連携
- 文化的な「通り」を都市活動の場として活用
- ◇ 文化施設(公・民)の機能の活性化と連携
- 文化芸術創造の拠点づくり
- 文化施設の連携
- ◇ 「豊島区らしい風景づくり」(基本的な考え方④⑤⑥)
- ◇ コンビビアルな(賑わい)にふれた、生活文化空間の創出
- 文化的な街並を形成する
- 特色ある界限・沿道空間づくり
- 多文化交流を図る
- ◇ 文化資源の再発見・編集・創造
- 豊島区からの文化発信
- 豊島区イメージアップ
- 固有の風物詩を守り育てる
- 新たな文化産業の創造
- 区内文化資源と産業をリンクさせた新たな創造環境づくり

閲覧できます

提言の全文は、文化デザイン課、行政情報コーナー、区ホームページ(アドレスは1面上部欄外参照)で閲覧できます。

新築や増改築したときは 住居表示のための届出が必要です

住所は基準に基づき、建物に番号を付けることにより決まります。この番号は区に登録されるその建物に入居する方の転入手続などに使用されます。

届出の時期

新築、増改築された建物の出入口が外部から確認できる状態になり次第、建物の平面図と配置図を持参し届け出てください。

住居番号の付け方

町名や街区番号(番)はあらかじめ決めてありますが、そこに住居番号(号)を付けて「住所」が決まります。住居番号の基となる基礎番号は、街区の東南の角から右回りに概ね15mを標準としています。

「街区図」(左図)をご覧ください。

「住居表示の実例」

- 一戸建て
- 豊島区東池袋一丁目18番1号
- アパート、マンションなど
- 豊島区東池袋二丁目18番1号
- 豊島マンション〇号室

中高層指定建物

豊島区東池袋一丁目18番

1-〇号

住居番号

届出先

担当地域表(上表)のとおり。

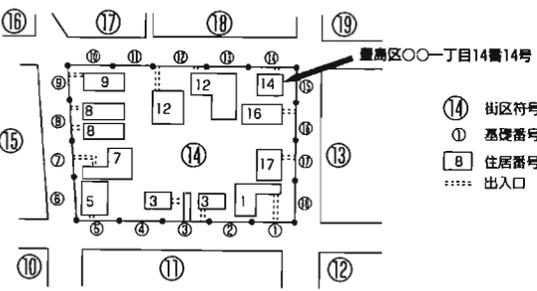
- ◇ 詳細：住居表示係 内線 24
- 68、東部区民事務所 ☎391
- 5・2334、西部区民事務所
- 3958・9154

担当地域表

町名	地域	担当課
駒込	全区域(1~7丁目)	東部
巢鴨	全区域(1~5丁目)	
西巢鴨	1丁目(1~3、15~38番)	区民課
	1丁目(4~14番)	
北大塚	2~4丁目	東部
	1・2丁目	
南大塚	3丁目	区民課
上大塚	全区域(1~3丁目)	東部
上池袋	全区域(1~4丁目)	区民課
東池袋	1~4丁目	
	南池袋	5丁目(1~10番)
5丁目(11~52番)		
西池袋	全区域(1~4丁目)	区民課
	1~3丁目	
	4丁目(1~4、7~11、13~18番)	西部
	4丁目(5、6、12、19~41番)	
	5丁目(1~25番)	
5丁目(26~30番)	西部	

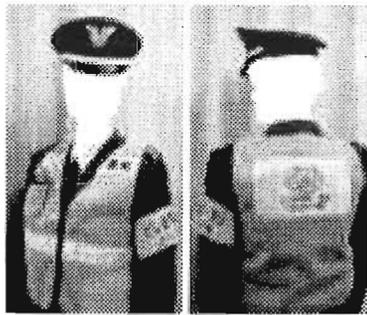
東部：東部区民事務所 西部：西部区民事務所

街区図



安全で安心なまちづくりのために 繁華街・住宅街を 「としま安全・安心パトロール隊」が 巡回しています

区では区民の皆さんや来街者が区内で安全、安心して生活できるように、また買い物等を楽しめる街となるように「としま安全・安心パトロール隊」(服装は写真参照)が巡回しています。住宅街パトロール
区内の住宅地では現在、ひっそり、空き巣の被害が増えて
区ではひっそり犯罪の発生
地域、空き巣被害の多発地域、
また小学校の通学路の登下校時
や保育園、児童館などの公共施
設を昼・夜間に巡回し、区内全
域で安全確認や防犯活動に取り
組んでいます。
繁華街パトロール
路上での客引き、執拗な勧
誘、スカウトは「風適法」(風俗
営業等の規制及び業務の適正化



等に関する法律)「東京都迷惑防止条例」等で禁止されています。また路上でのチラシ、ティッシュ配りも許可が必要です。区では環境浄化のため、法令や条例に違反する行為を指導し無許可で貼った看板、チラシを撤去します。
◇詳細：地域振興係 ☎3981-0479

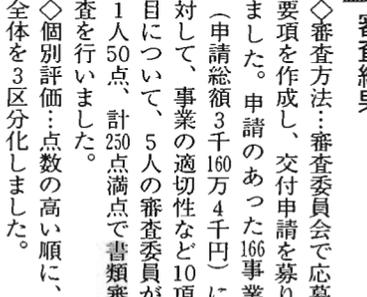
「豊島区次世代育成支援行動計画検討会」の 委員を募集します

安心して子どもを産み育てることができ、次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに育まれる環境を整備することを目的に、昨年7月「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。この法の趣旨を踏まえ、区では、地域での子育て支援策などを盛り込んだ「(仮称)豊島区次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年4月から実施します。計画の策定にあたり、広く区民の皆さんのご意見をいただくための検討会を設置します。
◇対象：区内在住の方で、任期中に6回程度開催する夜間中心

の会議に参加できる方◇任期：3月～平成17年3月(予定)◇募集人数：3名程度◇申込み：①〒住所②氏名③年齢④性別⑤職業⑥電話番号⑦応募動機(400字程度)を書き、3月1日までに「子ども課」(あて先は上部欄外参照)へ※直接持参、ファクス、Eメール可。
◇選考：応募動機等を参考に選考。結果は3月上旬に通知。
◇詳細：当課 ☎3981-2059、☎5391-1400、
Eメール:kodomosesakuchousei@city.toshima.tokyo.jp

豊島区補助金等審査委員会から、 区民活動支援事業補助金について、 意見書が提出されました

広報としま(平成15年7月25日号・8月15日号)で募集した、平成16年度区民活動支援事業補助金の申請について、区民代表・学識経験者で構成される豊島区補助金等審査委員会から補助対象事業の審査結果が報告されました。
区では、この結果を踏まえ、区民活動を支援していきます。



◇審査結果
◇審査方法：審査委員会が応募要項を作成し、交付申請を募りました。申請のあった166事業(申請総額3千600万4千円)に対して、事業の適切性など10項目について、5人の審査委員が1人50点、計500満点で書類審査を行いました。
◇個別評価：点数の高い順に、全体を3区分化しました。

評価区分(点数)	事業数	評価の内容
A (160点以上)	39	申請のまま補助金を交付することに、特に問題がない事業
B (125～159点)	77	原則交付することは差し支えないが、検討の余地がある事業
B-1 (150～159点)	16	
B-2 (140～149点)	30	
B-3 (125～139点)	31	
C (125点未満)	50	交付すべきでない事業

区民活動支援事業補助金
全般に係わる意見
昨年度、事業実態がより明確

個別的意见

補助金の「補充性の原則」について、自前で調達する、次に寄附を募る、区以外の助成金を調べる、最後の手段として税金を原資とする補助金を申請するという考え方である。この原則をより広く周知する必要がある。
繰越金について、多額の繰越金を抱えながら、公金である補助金を申請し、仮に交付を受けているとなれば、税金を負担している区民の理解を得ることは難しいと考える。改めて、審査基

準の検討が必要である。少額補助金について、補助金支出額を上回るコストをかけて補助金を支出している場合がある。コスト論だけでなく、補助金支出の下限設定を決定するのは行き過ぎではあるが、効率的な行政運営を行うように、区側の検討を求めたい。
同種事業の包括的な申請について、PTA単位で行われている自転車安全教室事業は、申請額が少額なものが多い。各小学校で同種の事業を行うのであれば、一括で申請するなど、効率性の観点から関係機関との調整を求めたい。
町内会・自治会の申請について、町会活動一般は、本補助金で設定している区民活動といえるのか疑問がある。町会員の互助的な活動は、自主財源で事業を行う等、位置付けや事業の見直しなど、配慮を求めたい。
同一グループによる複数申請について、事業ごとに分けて申請が行なわれたらということは、事業ごとに判定していくという本来の姿に戻ったといえる。また、従来の団体への補助から事業費補助へと認識が浸透してきたと評価できる。しかし、ほかのグループとの公平性の観点から、一グループ当たりの申請件数や申請額に制限を設けるなど、今後の検討課題としたい。

今後の課題
継続して申請を行うグループには、補助金使途の適切性を判断するために、前回の事業実績報告書の提出を求め

重要政策補助金等の 見直しについて

まず、補助金の実情を正確に把握するために、重要政策補助金や外郭団体への補助金を含む、区が支出するすべての補助金を一覧にした資料を作成することが必要である。そして、これを区民に公表し得られた情報を基に、できるだけ早い機会に重要政策補助金に係わる課題の解決に向けた取組が行われることを強く要望したい。
◇詳細：地域振興係 ☎3981-0479

重要政策補助金等の見直しについて
まず、補助金の実情を正確に把握するために、重要政策補助金や外郭団体への補助金を含む、区が支出するすべての補助金を一覧にした資料を作成することが必要である。そして、これを区民に公表し得られた情報を基に、できるだけ早い機会に重要政策補助金に係わる課題の解決に向けた取組が行われることを強く要望したい。
◇詳細：地域振興係 ☎3981-0479

今後の課題
継続して申請を行うグループには、補助金使途の適切性を判断するために、前回の事業実績報告書の提出を求め

子育て・教育

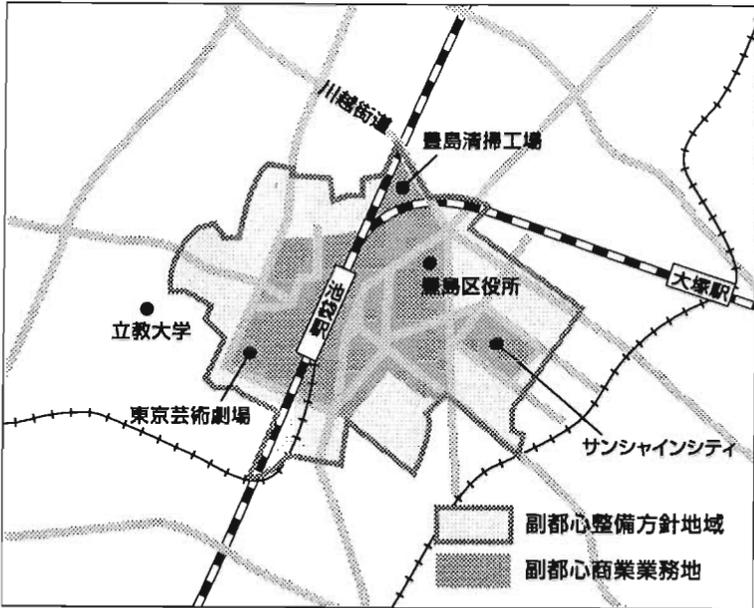
「豊島区子どもの権利条例(仮称)検討委員会(第3回)」を開催します
2月20日(金) 午後6時30分から 区役所本庁舎
※傍聴可。希望する方は事前(当日も可)に当係へ。
◇詳細：子ども育成担当係 ☎3981-2187、☎5391-1400

豊島リサイクルセンターの運営方法が変わります
4月1日から開館日数が週6日から週4日になります。
◇開館日：金・土・日・月曜日 午前10時～午後5時
※抽選日は正午まで◇館内整理日：火曜日(当選品の引取りのみ入館可。電話による問い合わせは可)◇抽選日：第2・4月曜日の午後1時から
◇詳細：リサイクル推進係 ☎3981-1602、豊島リサイクルセンター ☎3910-1031

区内各駅に設置している
広報スタンドで
「広報としま」が手に入ります
発行日に新聞折り込みで配布しているほか、区内各駅にある広報スタンドでも配布しています。通勤、通学時にご利用ください。
また、区施設、区内11か所の郵便局、コンビニ「ファミリーマート」でも配布しています。
◇詳細：編集係 ☎3981-4154

福祉

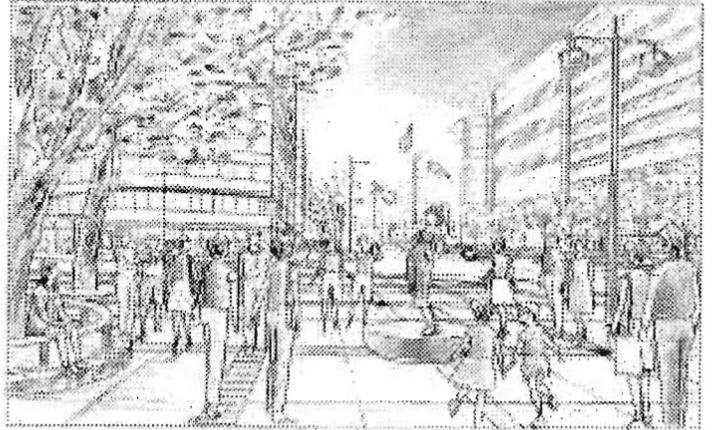
登録手話通訳者の
認定試験を行います
3月21日(日) 午前10時から
心身障害者福祉センター◇対象：20歳以上で手話学習の経験が3年以上あり、月4回の研修会に出席できる方※研修日：月3回月曜日 午後6時30分～8時30分、第3土曜日 午前10時～正午◇試験方法：読み取り、手話面接、表現◇申込み：往復はがきに①〒住所②氏名③年齢④電話番号(昼夜の連絡先)⑤職業⑥手話歴を記入し、2月28日(消印有効)までに「〒171-0031 目白5の18の8 心身



ご意見をお寄せください 「池袋副都心再生プラン」 (中間のまとめ)が まとまりました

この案について、パブリックコメント制度(※)に基づき区民の皆さんのご意見をお聴きします。

◆詳細…都市計画係 ☎3981-2387、☎5950-0803、
Eメール toshikeikaku@city.toshima.tokyo.jp



のうち、新基本計画の素案策定段階までにその財源措置等を含め、計画化されるものは、新基本計画の計画事業に位置付けます。

なお、事業の実施時期、事業費が未確定のものであっても、その事業等の実施が確定するものは、新基本計画に事業のあり方を記載します。

対象地域

「豊島区都市計画マスタープラン」の副都心整備方針図に示された地域および周辺において開発動向を有する地域とします(左上図参照)。

将来像の設定

「豊島区基本構想」および「豊島区都市計画マスタープラン」を踏まえ、池袋の目指すべき将来像を、次のとおり設定します。

プラン概要

目的

近年、都心を中心として大規模なプロジェクトが次々と具体化し、都市間競争が激化しています。池袋の現況を概観すると、魅力の陳腐化、活力や賑わいの低下が危惧されます。このような状況を捉え、池袋副都心において、①現在進行中の事業②着手予定の事業③過去に検討されたものを含め今後実施が期待される事業について検討・整理し、池袋副都心の先進的な具体像を明らかにすることを目的としています。

位置付け

本プランは「豊島区都市計画マスタープラン(平成12年3月)」を踏まえつつ、新基本計画(本年8月策定予定)に先行してまとめたものです。本プラン

基本方針1

「安心・安全に集える、人と環境に優しいまち・池袋」

プランA

LRT導入とグリーン大通りの整備

池袋駅東口地区のアクセス改善、池袋のイメージアップ、高齢者等の移動支援に向けて「ユニバーサルデザイン対応車両」等の利点を有する最新鋭路面電車(LRT/超低床路面電車)の導入検討を進めます。

プランB

歩行者・自転車ネットワークの整備

歩行者・自転車通行帯を整備するとともに、駅周辺および駅構内自由通路のバリアフリー化を促進し、「人と環境に優しいまち・池袋」の都市空間を創出します。

プランC

安心・安全副都心の創出

環境美化PR、清掃、落書き消去等、街の外観を整備し、清潔感の保持や景観の向上を図ります。また、キャッチセールス対策やパトロールを強化することと安全性を実感できるようにします。

プランD

東西連絡施設の整備

池袋駅の鉄道施設により分断されている東西の通行機能を向上させるため、東西デッキ構想およびウイロードの整備を検証し、今後の民間開発にあたっての検討課題としていきます。

基本方針2

「多様な機能が集積し、活力にあふれるまち・池袋」

プランE

計画的な建替え誘導の推進

池袋副都心地域全体の魅力を高めるため、地区計画制度等の活用により、体系的かつ計画的な建築物の建替え誘導を推進します。

プランF

再開発の推進

今後10年間に活性化が望まれる大規模開発計画等に関して、それぞれの開発の可能性と方向性を示し、再開発を推進します。

プランG

都心居住の推進

ファミリー世帯をはじめとする多様な世帯が居住する「魅力と活力ある都心居住の場」を目指した住宅政策を推進します。

プランH

都市計画道路・地下鉄13号線の整備

通過交通の排除と地域内の交通の円滑化を図るため、都市計画道路、地下鉄13号線の整備を促進します。

基本方針3

「芸術文化を発信する、魅力とにぎわいのまち・池袋」

プランI

東池袋交流施設の設置

東池袋四丁目地区再開発ビル内に芸術文化を通じて人と人がふれあう場として、約300席のホールを中心とする東池袋交流施設を設置します。

プランJ

新中央図書館の設置

東池袋四丁目地区再開発ビル内に、21世紀型IT図書館として新中央図書館を設置します。

プランK

魅力・にぎわい創出事業の展開

大規模商業施設の連携を深め、人気ある個店の出店を促し、ほかの繁華街では見られない文化的な集積の魅力をきめ細かく発信するため、各種イベント等を展開します。

基本方針4

「様々な主体が参画協働して創るまち・池袋」

プランL

池袋副都心再生協議会(仮称)の設置

地元関係者代表と行政の定期的、恒常的な協議の場を設置します。

閲覧できます

全文は都市計画課、行政情報コーナー、図書館、区民事務所、広報課、区ホームページ(アドレス1面上部欄外参照)で閲覧できます。

このプランに対するご意見をお寄せください

便せん等に①意見②〒住所③氏名を記入し、3月5日までに〒170-8422 東池袋1の18の1 豊島区役所都市計画課へ郵送してください※直接持参、ファクス、Eメールも可。

※パブリックコメント制度

区の重要な政策、方針等を決定する際に、あらかじめ案を公表し、区民の皆さんからの意見をお受けします。そして、その意見を十分考慮した上で最終的な意思決定を行い、寄せられた意見とそれに対する区の考えを公表します。これにより区民の皆さんの区政への参画や、意思決定過程の透明性の向上、行政の説明責任の徹底を促進します。

ご意見をお寄せください

新たな「住宅マスタープラン」(案)が まとまりました

区では、今後の住宅・住環境整備の基本的方向を定め、地域特性に応じた住宅施策の展開を図るため、「豊島区住宅マスタープラン」の策定を進めています。

策定にあたっては、平成14年1月から「豊島区住宅対策審議会」で審議し、昨年、中間段階の「素案」概要を本紙(平成15年9月25日号)等でお知らせし、区民の皆さんからご意見をいただきました。

その後寄せられた意見も考慮しながら検討を続けてきました。このたび、1月26日に同審議会から「新たな住宅マスタープラン」のあり方について「の答申」が出されました。これを踏まえ、最終的に案を取りまとめました。

この案について、パブリックコメント制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。なお、プランは年度内を目途に策定する予定です。

●詳細：住宅課住宅施策担当係 ☎3981・2655、☎3981・4196
●Eメール:jutakuka@city.toshima.tokyo.jp

ご意見をお寄せください

便せん等に①意見②〒住所③氏名を記入し、3月15日までに「〒170・8422 東池袋1の18の1 豊島区役所住宅課」へ郵送してください。
※直接持参、ファクス、Eメールも可。

ご覧できます

この計画(案)の全文は、住宅課、行政情報コーナー、図書館、区民事務所、広報課、区ホームページ(アドレスは1面上部欄外参照)で閲覧できます。

プラン策定と意見等の発表

お寄せいただいたご意見等を検討した上で、プランを策定するとともに、寄せられた意見とそれに対する区の考え方を公表します。
また、昨年9月の「素案」に対して寄せられた意見と、それに対する区の考え方を、2月16日から区ホームページで公表します。

住宅施策の方向

目標1 ファミリー世帯の都心居住の推進

	施策の方向
ファミリー世帯の定住促進	◆新たなタイプの区民住宅の供給 ◆区民住宅の入居者資格の見直し ◆親世帯との同居・同居に対する支援 ◆公団・公社賃貸住宅の供給促進
良質な住まいづくりと住環境の形成	◆良質なファミリー向け住宅の供給誘導 ◆快適な住環境の形成 ◆子育て支援施設の供給促進 ◆定期借家制度を活用した住み替え支援の仕組みづくり ◆定期借地制度を活用した住宅の普及 ◆新たな住宅利用形態の普及

目標2 高齢社会における自立した安心居住の仕組みづくり

	施策の方向
自立した生活を支える多様な住宅の供給	◆福祉住宅(シルバーピア等)の供給 ◆高齢者向け優良賃貸住宅の供給 ◆グループリビング(※)の推進 ◆ケアハウスの供給 ◆認知症高齢者グループホームの整備助成 ◆知的障害者グループホームの整備・運営助成 ◆精神障害者グループホームの整備・運営助成 ◆重度身体障害者グループホームの整備・運営助成
住宅のバリアフリー対応の促進	◆公共住宅におけるバリアフリー対応 ◆バリアフリー対応住宅の供給誘導 ◆リフォームによるバリアフリー対応の促進 ◆リバースモーゲージ制度(※)の活用
民間賃貸住宅における安心居住の仕組みづくり	◆高齢者等の入居支援 ◆終身賃貸借制度の普及 ◆高齢者等住み替え家賃助成事業の推進 ◆ひとり暮らし高齢者の日常生活支援
ユニバーサルデザイン(※)に基づく住環境の形成	◆福祉環境整備の推進 ◆駅施設のバリアフリー化の推進 ◆福祉のまちづくりの普及・啓発

目標3 居住に関するセーフティネットの確保

	施策の方向
区営住宅制度の改革	◆入居資格の適正化 ◆入居機会の拡大 ◆受益者負担の適正化
効率的な区営住宅、福祉住宅事業の推進	◆経営的視点の強化 ◆区営住宅の供給 ◆福祉住宅(シルバーピア等)の供給 ◆都営住宅の移管の推進 ◆公営住宅ストック活用計画の策定
高齢者・障害者等に対する居住継続支援	◆安心住まい提供事業の継続 ◆高齢者等住み替え家賃助成事業の推進 ◆事業再建を支援する家賃補助の導入

目標4 良質な住宅ストックの形成

	施策の方向
良質な住宅ストックの形成誘導	◆良質な民間住宅の供給誘導 ◆法定外税による狭小住宅建設の抑制 ◆新築住宅における住宅性能表示制度の普及・啓発 ◆人や環境にやさしい住宅の普及・啓発
既存住宅の質的向上	◆リフォームによるバリアフリー対応の促進 ◆リフォームに関する情報提供の充実 ◆既存住宅における住宅性能、表示制度の普及・啓発 ◆住宅の防災性能の向上 ◆住宅の防犯性の向上
分譲マンション対策の充実	◆マンションの実態把握とデータベースの整備 ◆情報提供・相談体制の拡充 ◆マンション登録制度の創設 ◆共用部分の修繕・改修に対する支援 ◆マンション建替えに対する支援

目標5 魅力ある住宅市街地への再生

	施策の方向
木造住宅密集市街地の再生	◆住宅・住環境の整備と防災まちづくりの推進 ◆優良な住宅等への建替え促進 ◆従前居住者の居住の安定確保
都市更新に合わせた住宅市街地の整備、保全	◆魅力的な住環境の整備、保全 ◆幹線道路の整備に伴う住宅・住環境の整備 ◆市街地の再開発等による住宅・住環境の整備
震災復興を想定した住宅対策の検討	検討結果の「震災復興マニュアル」(仮称)への位置付け

※グループリビング/気の合う高齢者が同じ住宅内で、お互いの自由を尊重しながら、家庭的な雰囲気の中で共同生活を送る住まい方です。リバースモーゲージ制度/持ち家はあっても現金収入が乏しい高齢者のために不動産を担保に毎月の生活費を貸し付ける制度のことです。ユニバーサルデザイン/2面注釈参照。



概要

基本理念

「魅力と活力ある都心居住の場をめざして」

- ①住生活の安定
- ②魅力ある住宅・住環境の創造
- ③活力ある地域社会の形成

政策指標

①居住水準	◆最低居住水準未満世帯の早期解消 ◆誘導居住水準以上世帯の割合を全体の4割以上へ
②住宅ストックバランス	◆住戸面積30㎡未満の住宅を全体の3割以下へ ◆住戸面積50㎡以上の住宅を全体の5割以上へ
③住宅性能水準	◆バリアフリー対応住宅を全体の2割へ ◆高齢者円滑入居賃貸住宅登録数を1,000戸へ
④住環境水準	◆木造住宅密集市街地の面積を270haへ

住宅供給促進計画

計画期間10年を「前期5年」と「後期5年」に分け、平成16年度から平成20年度までの「前期5年」についての事業量を明らかにしています。		
①公共住宅等の供給	区営住宅、福祉住宅、高齢者向け優良賃貸住宅など	350戸
②まちづくりと連動した住宅の供給誘導	市街地再開発事業、都心共同住宅供給事業、公団・公社等によるファミリー向け住宅など	1,450戸
③家賃補助・住宅改善等	高齢者等住み替え家賃助成、高齢者等の入居支援、マンション対策など	440世帯・件

国民健康保険に入るとき・やめるときなどは必ず届けてください

届出が遅れると、医療の給付が受けられなかったり、区が負担した医療費を返していただくこととなります。また、保険料がかかり続けたり、さかのぼってかかることにもなります。

※外国籍の方で、外国人登録証の在留期間が1年以上ある場合は、国民健康保険に加入しなければなりません(職場の健康保険に加入している方を除く)。

◇詳細：国保資格課係 ☎3981・1929

こんなときには必ず14日以内に届出を

こんなとき		必要なもの	届出先
入るとき	豊島区に入居した	保険証(一部加入のとき)、転出証明書(転入手続用)・身分証明書類	国保年金課または区民事務所
	職場の健康保険をやめた・扶養から抜けた	保険証(一部加入のとき)、健康保険から抜けたことが分かる書類(資格喪失証明書等)	
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知	
	子どもが生まれた	保険証、母子健康手帳	
やめるとき	豊島区から転出する	保険証、朱肉を使用する印鑑	国保年金課
	職場の健康保険に入った	国民健康保険と職場の健康保険の保険証、朱肉を使用する印鑑	
	生活保護を受けるようになった	保険証、保護開始決定通知、朱肉を使用する印鑑	
	死亡した	保険証、朱肉を使用する印鑑	
その他	退職者医療制度に該当した	保険証、年金証書	国保年金課
	退職者医療に該当しなくなった	保険証	
	区内での転居・世帯主や氏名が変わった、世帯を分けた、または一緒にした	身分証明書類(運転免許証・パスポートなど)	
	区外の特別養老老人ホームなどの社会福祉施設に入所する	保険証、入所契約書(写)など	
	介護保険第2号被保険者の適用除外に該当した、またはしなくなった	保険証、措置決定通知または措置解除通知など	
外国籍の方	いずれの届出にも、上記のほかに外国人登録証明書・パスポートが必要です。また、学生の場合は在学証明書等を持参してください。		

※手続の際は、国民健康保険に加入している方全員の保険証を持参してください。
 ※保険証がすぐ必要な方は、身分を証明するもの(運転免許証、パスポート等)を持参してください。

こんなときには国民年金の届出が必要です

国内に住む20〜60歳の方はすべて国民年金に加入しなければなりません。将来、年金を受けるために、届出が必要なきは必ず手続をしましょう(左表参照)。

◇詳細：年金資格係 ☎3981・1954

届出が必要なき	届出に必要なもの	こうなります
20歳になったとき(厚生年金、共済組合の加入者を除く)	印鑑	第1号被保険者
厚生年金、共済組合をやめたとき ※扶養する配偶者がいるときは、併せて届けてください。	印鑑、年金手帳、退職年月日が分かるもの(健康保険資格喪失通知書等)	
厚生年金、共済組合の加入者に扶養されなくなったとき(離婚、増収)	印鑑、年金手帳、扶養からはずれた年月日が分かる証明書等	第2号被保険者
厚生年金、共済組合に加入したとき	※会社等が届け出ます(納付書や催告状が送付された場合、お問い合わせください)。	

保険料の納付が困難なき	申請に必要なもの	承認されると
国民年金保険料免除申請	印鑑、年金手帳、前年の所得が分かる書類等	全額若しくは半額免除
学生納付特例申請	印鑑、年金手帳、学生証、前年の所得が分かる書類等	学生納付特例

免除・学生納付特例について
 ●申請期間/申請日の前月から(但し、前年度の申請はできません)。
 ●免除の申請期間/7月〜翌年6月まで。
 ●学生納付特例の申請期間/4月〜翌年3月まで。
 ※申請は毎年必要です。

消費者だより「ひまわり」の編集員を募集します

「ひまわり」は消費者が編集員となつて、身近な問題を消費者の視点で編集し、情報や問題を提供する情報誌です。

◇応募資格：本年4月1日現在、20歳以上で区内在住、在勤、在学の方で週1回、午前開催の編集会議に出席できる方※編集経験不問◇活動内容：企画・取材・執筆・編集校正◇謝礼：年間約7万円(取材費含む)出席日数により異なる◇任期：4月1日〜平成17年3月◇若干名◇申込み：はがきに①〒住所②氏名③年齢④性別⑤電話番号⑥応募理由⑦参加できる曜日を記入し、3月1日(必着)までに「〒170・0013 東池袋1の20の5 生活産業プラザ内 消費生活センター」へ。

◇後日、提出していただく作文で選考します
 ◇詳細：当センター ☎5992・7015

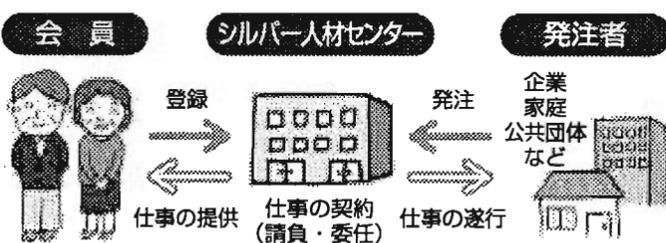


シルバー人材センター就業会員を募集しています

シルバー人材センターは法律で指定された公益法人です。様々な仕事を地域の公共団体や民間事業所・家庭などから請け、就業会員に提供しています。

仕事をするには(入会手続)センターで所定の手続をしてください。希望の仕事がない場合もあります。希望の仕事がない場合も「まずは何でもやってみよう」という気持ちで入会していただき※大工など技能を必要とする仕事は経験者に限ります。

◇対象：区内在住でおおむね60歳以上(特に60歳代の方)の健康な方
 ◇手続：年会費1千円、印鑑顔写真(2.5cm×3cm)2枚をセンターへ持参。



仕事内容
 (公共団体の仕事)
 自転車駐車場整理・管理、学童交通安全誘導、ポスター配布、施設清掃、集会所管理など。

(民間事業所の仕事)
 経理事務、OA操作、外務作業、軽作業、手作業、マンション・ビル等の清掃・屋外清掃等。
 (家庭の仕事)
 大工仕事、塗装、畳替え、襖・障子・網戸の張り替え、庭木せん定、除草、家内清掃など。

「広報としま」に掲載する(有料)広告を募集します

規格(枠の大きさ:縦×横)	掲載料(1回)
1号広告 約93mm×約46mm	4万円
2号広告 約93mm×約94mm	8万円
3号広告 約93mm×約143mm	12万円
4号広告 約93mm×約191mm	16万円
5号広告 約93mm×約240mm	20万円

「広報としま」(発行部数13万3千部)は朝日・毎日・読売・産経・東京・日本経済新聞の朝刊に折り込むほか、区民事務所などの区の施設、区内の駅・公衆浴場・ファミリーマートなどで配布しています。また、区のホームページでも見ることが出来ます。

①掲載する広報紙・位置
 毎月25日号の中間下2段の指定する位置。

②広告の規格・掲載料

③掲載できないもの
 次のいずれかに該当する広告。
 ● 広報紙の公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの

④掲載の決定
 内容審査の上、掲載の可否をお知らせします。

⑤掲載料
 3月25日号・4月25日号・5月25日号・6月25日号※いずれか1回。

⑥募集先着順
 申込み方法
 所定の申込書(広報課で配布)に必要事項を記入の上、広告原稿を添えて編集係へ。※申込書は希望する方へ郵送します。

◇詳細：当係 ☎3981・4154

受動喫煙の防止にご協力ください

昨年5月1日から「健康増進法」が施行されました。学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他多くの人が利用する施設では、受動喫煙を防止するために必要な措置(禁煙または完全な分煙)を講じていただくよう、ご協力ください。

◇詳細：地域保健課管理係 ☎3987・4203

健康

費用の記載がない事業は無料です

◆健康教室

「体重・血糖が気になる方へ」

①2月24日(火) 午後2時～3時30分◇「できない減量をできる減量に」体重をチェックしてみましょう◇講師…医師/井上茂氏ほか②2月25日(水) 午後1時30分～3時30分◇実技「日常生活の中でからだを動かすには」食生活について◇講師…健康運動指導士/小林真理子氏ほか※25日は運動のできる服装で参加。

ともに池袋保健所◇申込み・詳細…当所健康推進課☎3987-4361

◆赤ちゃんの食事講習会

2月26日(木) 午後1時30分～3時 池袋保健所◇口の発達とむし歯予防、発達に合わせた食べ方と調理のポイント◇離乳食を食べている乳幼児と保護者◇25組◇申込み・詳細…当所健康推進課☎3987-4361



◆介護予防教室

「あたまも からだも こころも元気」

2月27日(金) 午後1時30分～3時 高齢者福祉センター◇痴ほうの正しい理解と予防◇講師…精神保健研究所名誉所長/吉川武彦氏◇当日直接会場へ。◇詳細…当センター☎3984-5896

◆健康教室「口の中から健康に」

3月1日(月) 午後1時30分～3時 池袋保健所◇「歯周疾患を防ぐはじめの一歩」歯磨き実習◇講師…歯科医師/松

本勝氏、歯科衛生士/井上克子氏◇25名◇申込み・詳細…当所健康推進課☎3987-4361

◆ツインスマイルの集い

3月3日(水) 午後1時30分～3時 保健福祉部集鴨分庁舎◇双子・三つ子を持つ親同士の情報交換と交流◇区内在住で3歳くらいまでの双子・三つ子の保護者◇申込み・詳細…池袋保健所健康推進課☎3987-4174

◆講演会

「痴ほう予防の考え方とその方法」

①3月5日(金) 高松ことぶきの家②12日(金) 長崎健康相談所

ともに午後1時30分～4時◇講師…東京都老人総合研究所/釘宮由紀子氏◇区内在住の方◇当日直接会場へ。

◇詳細…長崎健康相談所☎3957-1191、高松ことぶきの家☎3973-0032

◆3月31日をもって細菌検査(検便)を中止します

平成11年4月に伝染病予防法の廃止に伴い、当該法に基づく検便は廃止となりましたが、区では感染症・細菌性食中毒の蔓延を未然に防止するため検査を継続してきました。しかし、普及啓発が浸透したことにより細菌検査を中止します。※今後細菌検査を希望する方は(株)東京都食品衛生協会(☎3984-6701)へお問い合わせください。

◇詳細…池袋保健所健康推進課☎3987-4172、長崎健康相談所☎3957-1191

◆4月1日からエイズ検査(HIV抗体検査)は予約制になります

実施日などは直接お問い合わせください※プライバシーは厳守されます。

◇詳細…池袋保健所健康推進課☎3987-4172

インフルエンザ 予防のポイント

インフルエンザが流行しています。次の点に留意して予防に努めましょう。

- 室内は加湿器などで適度な湿度を保つ
 - 日頃からバランスのよい栄養を取る
 - 外出時はマスクを利用する
 - 帰宅時はうがい、手洗いをする
- かかったと思ったら早めに受診しま

しょう。早めの治療は自分の体を守るだけでなく、他人にうつさないという意味でも重要です。

◇詳細…池袋保健所健康推進課☎3987-4172、長崎健康相談所☎3957-1191



まち通信 MACHI PRESS

PTAのお父さんたちによるサッカー部がデビュー戦を行いました

1月25日に「干早サッカー部」のデビュー戦が第十中学校校庭で行われました。きっかけは「PTAに父親のクラブがないのは何故か」との声でした。昨年7月の募集で15名が集まり、区内初の保護者によるサッカー部の発足となりました。デビュー戦は在日韓国チームや区内のシニ

アチームを招待して行いました。試合は5対1で黒星となりましたが、「楽しかった。次回は勝つぞ」と心からサッカーを楽しんでいました。



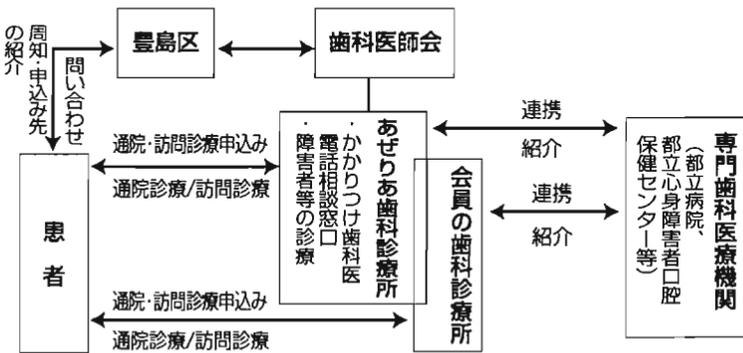
かかりつけの歯医者さんを紹介します 「あぜりあ歯科診療所」から

区では豊島区歯科医師会と協力して在宅要介護高齢者、障害者等の方が身近な地域で、歯科相談や歯科治療が気軽に受けられるよう「かかりつけ歯科医」の定着を図っています。

「家に来て治療してほしい」「専門病院が遠い」「障害の状況に応じて診てほしい」「階段や段差がない歯科医院はないか」「専門歯科医院を紹介してほしい」「歯みがきの介助のやり方を教えてほしい」。こんな時は身近な歯医者(かかりつけ歯科医)が必要です。かかりつけ歯科医は、障害の状況や身体の状態を常に把握した上で、適切な治療、必要に応じた専門医療機関への紹介を行います。

「あぜりあ歯科診療所」(池袋保健所6階)では、身近なかかりつけ歯科医を紹介しています。また一般の診療所では十分な治療を受けることが困難な障害者、要介護高齢者の歯科診療も行っています。

◇詳細…保健事業係☎3987-4660、「あぜりあ歯科診療所」☎3987-2425



休日診療のご案内

◇詳細…地域保健課管理係☎3987-4203

診療所名	所在地・電話	受付時間
内科・小児科		
池袋休日診療所	東池袋1-20-9 池袋保健所6階 ☎3982-0198	日曜日・祝日・年末年始 午前9時～午後9時30分 土曜日 午後5時～9時30分
集鴨休日診療所	集鴨4-22-17 保健福祉部集鴨分庁舎内 ☎3949-6561	日曜日・祝日・年末年始 午前9時～午後5時
長崎休日診療所	長崎2-27-18 ☎3959-3385	
歯科		
池袋歯科休日応急診療所(要電話予約)	東池袋1-20-9 池袋保健所6階 あぜりあ歯科診療所内 ☎5985-5577	日曜日・祝日・年末年始 午前9時～午後4時30分
東京都保健医療情報センター		
①24時間医療機関案内サービス「ひまわり」	☎5272-0303	
②インターネットによる医療機関情報の提供	アドレス(パソコン用) http://www.himawan.metro.tokyo.jp/ アドレス(携帯電話用) http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/	24時間
③外国語での医療情報サービス(英語、中国語、ハングル、タイ語、スペイン語対応)	☎5285-8181	午前9時～午後8時
東京消防庁災害救急情報センターテレホンサービス		
24時間医療機関の案内	☎3212-2323	24時間

官公署だより

●東京二十三区清掃一部事務組合

平成16年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開催します

2月26日(水) 午後2時から 東京区政会館本館大会議室(営団地下鉄・都営地下鉄「九段下駅」下車徒歩3分) ◇詳細…当組合議会事務局☎5210-9729

●豊島・池袋消防署

春の火災予防運動を実施します

①3月1日(月) 正午～午後1時 サンシャインシティ噴水広場◇「防火ふれあいコンサート」

②5日(金) 午前10時～午後3時 有楽町新線池袋駅◇「消防演習、消防広報コー

ナー」

ともに当日直接会場へ。

◇詳細…①は豊島消防署☎3985-0119 内線520②は池袋消防署☎3988-0119 内線520

●東京都児童相談センター

「虐待通年相談窓口」を設置しました 児童虐待などに迅速に対応するため、緊急ケースについての相談をお受けします。

◇相談日時・場所…毎週土・日曜日、祝日(年末年始を含む) 午前9時～午後5時 東京都児童相談センター(新宿区戸山3-17-1)

◇詳細…当センター☎3208-1121

イベント情報

実用の記載がない事業は無料です

手織り作品の展示・販売

2月18日(水)～20日(金) 午前10時～午後3時30分 区役所本庁舎ロビー◇福祉作業所の利用者が織った布を使用した作品の展示・販売※手織りの体験・実演あり。◇詳細…駒込福祉作業所☎3910-2301

としま史跡&商店街さんぽスタンプラリー

2月21日(土)～3月21日(日)◇チェックポイント20か所のスタンプラリー※参加者には抽選で賞品あり◇主催/豊島区商店街連合会、後援/豊島区◇申込み…「明日の豊島」(区内各商店街で配付)参照。◇詳細…当事務局☎3981-5445、商店街振興担当係☎5992-7017

リサイクルフリーマーケット開催

2月22日(日) 午前11時～午後2時 区民センター総合展示場※買い物袋持参。駐車場なし。

◇詳細…上池袋三丁目町会 岡崎☎3916-7462、リサイクル推進係☎3981-1602

リサイクルフリーマーケット出店者募集

◇開催日…3月28日(日) 午前11時～午後2時 (旧)千川小学校体育館※駐車場なし◇区内在住の個人またはグループ※営業目的は不可◇募集数…39店舗(1店舗面積2m×2m)◇出店費用…1,000円◇主催/豊島区フリマ同好会・豊島区◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照)で、2月29日(必着)までに「〒171-0044 千早1-1-3 鷺崎」へ※一人(1グループ)1通。応募者多数の場合は抽選。◇詳細…当会 鷺崎☎3957-0870、リサイクル推進係☎3981-1602

湯〜友〜タイム

①2月26日(水) 午後2時20分～3時20分 五色湯(目白5-21-4) ②2月26日(水) 午後3～4時 柴鴨湯(柴鴨4-13-9) とともに区内在住の65歳以上の方◇脱衣所での簡単なストレッチ体操。◇詳細…いきがい係☎3981-1734

親子日帰りバス旅行

3月27日(土) 午前8時～午後3時◇船の科学館・中防センター◇区内在住のひとり親家庭の親と子(高校生以下)◇40名◇大人1,000円、中学生以下500円(昼食・科学館入館料ほか)◇主催/ゆたか会(豊島区母子福祉会)・豊島区◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照。参加者全員の氏名を記入)で、3月5日(必着)までに「〒170-0003 駒込3-8-3 ゆたか会事務局 篠原」へ※応募者多数の場合は抽選。◇詳細…子ども家庭・女性相談係☎3981-2119

レディースカラオケ大会

3月27日(土) 午後5時 南大塚ホール◇区内在住の女性の方、および区内各商店街婦人部会員◇40名※カセットテープ各自持参。入賞者には表彰状と賞品あり◇主催/豊島区商店街連合会、豊島区◇申込み…3月5日までに区商連事務局へ☎3981-5445※応募者多数の場合は抽選。◇詳細…商店街振興担当係☎5992-7017

友好交流都市佐佐町(山形県)親善訪問と観光の旅

4月25日(日)～26日(月) 1泊2日◇鳥海山バスハイク、桜の池公園、旧青山本邸、最上川舟下り、出羽三山合祭参拝ほか※詳しくは区民事務所等の区施設、区内東武トラベル各店で配布のチラシをご覧ください◇区内在住、在勤、在学の方◇40名◇大人47,000円(食事代・交通機関運賃・宿泊料)◇主催/豊島区観光協会・豊島区◇申込み・問い合わせ…3月10日までに東武トラベル西東京支店へ☎3986-8511 ◇詳細…観光振興担当係☎5992-7018

「第32回消費生活展」参加グループ募集

消費生活展で身近な消費者問題に関するグループの活動成果を発表します。◇開催予定日…10月9日(土)～10日(日) 生活産業プラザ◇応募資格…区内で消費者問題を調査、研究しているグループ(既参加グループも可)◇申込み…3月10日までに、電話・ファクスで当センターへ※受付後、発表企画記入用紙を送付しますので、記入の上、3月31日(必着)までに提出。応募者多数の場合は企画内容により選考。◇詳細…消費生活センター☎5992-7015、☎5992-7024

講演・講習

◆講演会 「成年後見制度～安心して老後を委ねるために」

3月2日(水) 午後1時30分～3時30分 生活産業プラザ多目的ホール◇成年後見制度の利用の仕方、安心して老後を送る方法◇講師…筑波大学大学院教授/新井誠氏◇50名◇申込み・詳細…2月16日から福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」※先着順☎3981-2940

◆シンポジウム

「としまの自治基本条例を考える」 3月6日(土) 午後1時30分～5時(1時開場) 区民センター文化ホール◇「都市型社会と自治」◇当日直接会場へ。◇詳細…企画調整係☎3981-4201

◆日曜教室

日曜教室は、中軽度の知的障害のある方々が学習やレクリエーションを通して、共に交流を深めながら生きがいを見つけ、自己実現を目指していく活動です。◇活動日等…4月から隔週日曜日(年間22回程度) 午前9時～午後3時 社会教育会館・真和中学校ほか※2月22日に活動体験会を実施(要申込み)。

参加者募集/対象…区立中学校の心身障害児学級を卒業した方および同様の方。ボランティア募集/対象…18歳以上の方◇企画・運営等の補助。◇申込み・詳細…社会教育係☎3981-1189

◆勤労福祉会館 人権講座

「自殺って言えなかった～自死遺児からのメッセージ」 3月9日(水) 午後7～9時◇講師…あしなが育英会/西田正弘氏、自死遺児大学生◇100名◇申込み・詳細…当館※先着順☎3980-3131

◆区民園芸教室 「ガーデニング」

3月11日(水) 午後2～4時 勤労福祉会館◇春から長く楽しめるハンギングバスケット◇講師…園芸研究家/濱田恵理子氏◇区内在住、在勤の方◇30名◇2,500円(教材費)◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照)で、2月25日(消印有効)までに「公園緑地課」(あて先上部欄外参照)へ※応募者多数の場合は抽選。◇詳細…花とみどりの係☎3981-4940

けやき 高齢者の施設から

◆池袋本町ことぶきの家 健康教室

2月17日(火) 午後1時30分～3時◇転倒予防体操◇当日直接会場へ。◇詳細…当館☎3986-0041

◆上池袋ことぶきの家 健康教室

2月20日(金) 午前10～11時 ◇介護予防教室～呼吸機能を高めて快適な生活を◇講師…池袋保健所保健師◇当日直接会場へ。◇詳細…当館☎3576-6916

コミュニティ振興公社

◆申込み・詳細…としまコミュニティチケットセンターへ☎3590-5321 www.toshima-community.jp/

◆池田理代子プロデュース

ナレーションオペラ「フィガロの結婚」 2月25日(水) 午後7時開演 東京芸術劇場大ホール◇出演/池田理代子ほか◇A席5,000円、B席3,500円、C席2,500円 全席指定※チケットぴあでも販売。友の会会員は各席10%割引

◆としま区民名曲・名作鑑賞会

劇団手織座創立五十周年記念公演Ⅱ 「よるこび」 「証言台」(2本立て) 3月10日(水) 午後7時、11日(木) 午後2時、12日(金) 午後7時、13日(土) 午後2時、14日(日) 午後1時開演 東京芸術劇場小ホール1◇出演/宝生あやこほか◇3,000円(一般4,300円) 全席指定。※申込みは区内在住、在勤、在学の方に限る。チケットは郵送不可。

◆美術へのいざない

「ヴァチカン美術館所蔵 古代ローマ彫刻展」文化講演会 ※3月2日～5月30日に国立西洋美術館で開催される「同展」の解説。

4月15日(水) 午後6時30分～8時30分 区民センター文化ホール◇講師…東京大学教養学部非常勤講師/筒井賢治氏◇250名◇無料◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照)で、3月26日までに「〒170-0013 東池袋1-20-10 豊島区コミュニティ振興公社」へ※一人1通のみ、1通に2名まで記入可。応募者多数の場合は抽選。

社会福祉協議会

◆ボランティア活動入門講座

「のぞいてみようボランティア」 2月26日(水) 午後7～9時 豊島ボランティアセンター◇活動の種類や選び方、ボランティア保険など◇10名◇申込み・詳細…当センター☎3984-9375

募集

◆保育園 非常勤職員

①短時間保育ヘルパー◇20歳以上55歳以下で、保育士登録(有資格)のある方◇区立保育所での乳幼児保育等◇1日4時

間(午後4～8時)、月13日勤務◇月額89,400円◇4月1日採用。任期1年(更新あり)◇若干名◇選考…面接(3月4日午前)◇申込書類…履歴書(写真貼付)、保育士資格確認書類(写し可)。

②用務員◇20歳以上56歳以下で、認可保育所での用務実務経験が1,000時間以上ある方◇1日7時間、月18日勤務◇月額197,000円◇4月1日採用。任期1年(更新あり)◇若干名◇選考…面接(3月2日午後)◇申込書類…履歴書(写真貼付)、実務経験確認書類(勤務証明書等)。

③管理作業員◇45歳以上65歳以下で、工務店等での営繕実務経験が10年以上ある方◇区立保育所での営繕業務・作業員の業務管理◇1日7時間、月18日勤務◇月額197,000円◇4月1日採用。任期1年(更新あり)◇1名◇選考…面接(3月2日午後)◇申込書類…履歴書(写真貼付)、実務経験確認書類(勤務証明書等)。

④調理員(給食調理)◇20歳以上53歳以下で、次のいずれかに該当する方①栄養士または調理師②調理実務経験1年以上◇保育所での給食調理作業◇1日6～7時間、月20日前後の月128時間勤務◇月額208,300円◇4月1日採用。任期1年(更新あり)◇8名程度◇選考…面接(3月9日午後)◇申込書類…履歴書(写真貼付)、資格確認書類(写し可)または実務経験確認書類(勤務証明書等)。

いずれの区分も◇申込み…2月27日までに、申込書類を保育園課へ本人が持参。※いずれも年齢は平成16年4月1日現在。報酬月額は平成15年度実績(社会保険料、交通費を含む)。

◇詳細…保育園課管理係☎3981-2019

◆介護相談員

◇平成16年4月1日現在、40歳以上65歳未満の平日昼間に活動できる区内在住の方で、区が実施する相談員として必要な研修(3月に20時間程度実施)を終了できる方※次の方は応募不可①本区が委嘱している各種モニター、委員②指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設に勤務している方◇介護保険サービス利用者等の自宅を訪問し相談や意見等を聞いて、介護サービスの改善、円滑な提供を図る◇謝礼/月1万円(税・交通費込み)◇任期…4月の委嘱日～平成17年3月末日◇若干名◇申込み…2月24～26日までに履歴書(写真貼付)と作文(200字程度の応募動機)を介護保険課相談担当係へ持参※結果は3月3日までに通知。

◇詳細…当係☎3981-1318

◆心身障害者福祉センター

理学療法士 ◇同資格のある方◇身体障害者サービス事業の運営(訓練、相談など)◇1日6時間程度、週1日(土・祝日は除く)以上勤務◇4月1日採用。

◇詳細…当センター☎3953-2811

はがき記入例

【はがきの裏】

- ①事業またはイベント名
- ②〒住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢
- ⑤性別
- ⑥電話番号
- ⑦その他必要事項

※往復はがきを利用する場合、返信に〒住所、氏名を記入してください。